様式第4号

所管部(局)・課 こども家庭課

							<u>B</u>	<u>斤管部 (局)・課 こ</u>	. ども家	. 廷課
法令名		社会福祉法				法令番号	昭和 26 年法律第 45	号		
不利	不利益処分の種類		社会福祉事業経営	営者の制	限等		根拠条項	第 72 条第 3 項		
	許可を受けずして第1種社会福祉事業又は第2種社会福祉事業を経営する者に対して、社会福祉事業を経営するこ									
	を制限し、又はその停止を命ずることができるのは、社会福祉法第72条第3項に規定する次の事由による。									
	1 当該経営者が、その事業に関し不当に営利を図っていること。									
	2 福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたとき									
処										
分										
基										
準										
対応	ī 1	聴聞∉)実施	処理	こども家庭課	交付	こども家庭課		目次	4 0
区分	7 2	弁明0	の機会の付与	機関	ここの外庭所	機関	ここの分庭味		No.	4.0